

<p style="text-align: center;">令和6年度第2回 公契約審議会</p> <p style="text-align: center;">令和7年2月21日（月）午後1時30分～</p> <p style="text-align: center;">東41会議室</p>	
出席委員	金井委員、岩田委員、河合委員、榎原委員、清水委員、市橋委員
事務局	朽名財務部長、中田契約検査課長、神藤主幹、北村課長補佐、鈴木主査
会長	開会宣言 次第1「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。
事務局	説明（次第1） (意見等なし)
各委員	
会長	続いて、次第2「労働報酬下限額について」は、3項目あるのでひとつずつ区切りたいと思う。まず（1）工事請負契約について事務局から説明をお願いする。
事務局	説明（次第2）の内、（1）
委員	事業者に聴き取ったことについて補足する。前回事業者アンケートの意図が正しく伝わっているか、絶対額とパーセントを混同していないか、経営者に届いて回答しているのか、ということでしたので、先日（2月12日）東三建設業協会で実際に市と取引がある会社17社に、審議会資料の「労務単価の推移」、「他自治体の下限額の率」、「豊橋市のこれまでの下限額の率の推移」を提示し聴き取りを行った。回答があいまいにならないよう選択4項目は、85%程度に引上げ、82%に引上げ、現状維持81%、引き下げとして、無記名でお願いした。その結果、現状維持81%が11社で、85%程度に引上げ3社、82%に引上げ1社、引き下げ2社であった。去年引き上げたので、今年は様子を見たいという正直な声だと思う。市が行った事業者アンケートでは「引き上げるべき」が多数であった状況を説明し、回答にずれがあったことを確認した。将来、率を引き上げることに理解はしてくれている。
委員	下限額を検討するにあたっては判断できるものが必要。事業者の状況が分かるものとして、事業者アンケートをきちんと理解して回答してもらえないとい正しい判断ができない。これだけ労務単価が上がっているので、下限額は現状維持と思う。
事務局	質問の趣旨が正しく伝わり、正しい回答が得られるように聞き方などを工夫しようと思う。また、回答者について、重要と思われる質問は審議会での審議や判断の材料となるように、経営者に回答してもらえるよう注意書きするなど工夫したい。
会長	昨年引き上げているので今回は様子をみるということで、81%据え置

	きとする。 続いて、(2) 工事請負以外の契約（委託業務契約・指定管理協定）について事務局から説明をお願いする。 説明（次第2）の内、(2) 事業者の意見として、事務局の理由のとおり、最低賃金が過去最高の引き上げを続け、来年もおそらく同じようだと思う。この影響が強いので下限額は据置きが希望である。 最低賃金が上がっているので、どの事業者も給与のベースアップは行っている。初任給もこの地域では大分引き上げているし、逆転しないよう1年目、2年目の社員も引き上げていると思う。そのため下限額のプラス15円について労働者も不満はないと思う。 業務委託の業務量は増えているのか、減っているのか。仕事量が減って、収入も減っているのに下限額を上げても良いのか、という尺度もある。 工事以外の委託業務について、20年前、30年前と比べると減っているが、10年くらい遡っても業務量はおそらく増減していないし、来年度の予算も大幅な変更はないと思う。業務委託は労務費がほとんどとなるので、仕事量を減らして予算に合わせているとしても、働く労働者としては仕事量が減っている感覚はない。工事のように設計書で業務量を明確にできないが、業界としては予算を増やすよう毎年要望している。他にご意見等ないようなら、今回は事務局案のとおり変更なしとする。
会長	続いて、(3) 工事請負における未熟練者・年金受給者等について事務局から説明をお願いする。
事務局	説明（次第2）の内、(3)。 (意見等なし)
各委員	意見がないようなら、今回は事務局案のとおり変更なしとする。
会長	続いて、次第3「特定公契約対象範囲について」事務局より説明をお願いする。
会長	説明（次第3）
事務局	商工会議所が範囲の金額の引き上げを要望する積極的な理由は何か、聞いているのか。
委員	特定公契約の範囲の1億5000万円は、議会承認を要する金額と同じであるとの意識がある。また、条例制定当時の1億5000万円規模の工事価格は、現在の価格で2億円を超えているだろうと思う。その前提のうえで、議会承認案件は、落札してから契約まで長い時には2カ月近くかかり、その間何もできないことから、受注者、発注者の効率化のため、議決案件となる金額の引き上げを要望する中で、公契約についても連動して要望したこと。事務局からは議決案件とは切り離して考
委員	

委員	えることであり、件数的にも支障がないという説明があり、理解した。引き上げか否かについて事務負担の観点があると思う。発注者側は今のところ支障ないとのことだが、受注者側の負担が膨大で課題になっているというようなことはないのか。
事務局	特定公契約を受注したことにより事業者にお願いしていることは、契約締結時にチェックリストを提出してもらうこと。チェックリストは労働条件等についてはい・いいで答えてもらえる内容なので、大きな負担にはなっていないと思っている。それから、元請の労働者はもとより、下請業者やその労働者にも特定公契約であり労働報酬下限額が設定されていることなどを周知しなければならない。下請業者が多ければそれなりの負担にはなると思うが、大きな負担であるとまでは思っていない。
委員	特定公契約の適用件数が、多い時少ない時があり、今度は多く35件とのことだが、同じ業者が請け負うのは、1~2件くらいと思うので大きな負担ではない。今くらいの件数なら問題ないと思うが、今後もっと件数が増えてくると考える必要がある。公契約以外のところで負担になっていることはあるので、何とかしてほしいとは思っている。
委員	当初の議論では、特定公契約の対象となる事業者の負担にならない範囲しようということだった。労働者側としてはもう少し確認のための書類の提出を求めたが、事業者の負担になるので最低限必要なものということでチェックリストの形とした。大分定着してきたし、もし範囲を狭くするなら、その分もう少し確認書類の提出を求めて、しっかりチェックする方が良いと思う。しかし、件数的には適當だと思うので範囲はこのままで良いと思う。
事務局	条例を制定する際に、負担のないように10件程度を想定した場合の金額がたまたま議決案件とする金額と同じだった、ということなので、必ずしも連動しているわけではない。範囲については、他の自治体を見ると議決案件が1億5000万円のところ1億円から数千万円を範囲としており、また、当時条例案を上程した際の議会では、今後範囲を広げていくことを検討する、と答弁している。そういったことを踏まえ、今回1億5000万円のままにするということは、工事の規模と金額がその当時と変わってきているので、実質範囲を広げるとも考えられる。条例が定着してから範囲を広げるという当時の考え方からすれば、そのとおりとなったということで、据置きを事務局案として提案した。今後も引き続き検討するとして、今回は据置きとする。
会長	続いて、次第4「答申について」事務局より説明をお願いします。
会長	説明（次第4）

事務局 委員	答申には盛り込めないことについて付記において要望していると思う。会議所ではパートナーシップ構築宣言を推進しようと取り組んでいる。正しい対価を払うという運動を広げるもので、そういう姿勢を宣言するわけだが、なかなか思うように進まない。この取り組みの趣旨は、公契約条例の労働者への適正な賃金の支払う趣旨とも一致すると考える。例えばこの宣言をしたら、市の施策に取り組むと加点されるものもあるよう、何らかの評価してもらえると、この運動が広がるきっかけになると思うので、一緒に検討してほしい。
委員 事務局	(5) は何か制度の導入を想定した内容なのか。 そうではなく、審議会のこれまでの意見等にあったとおり、材料費、燃料費、労務費などが上がっている中で、市民サービスとして適正な範囲、業務量を適正な契約金額で受注できるようにしてほしい、という意見、要望と言う意味である。
委員	特定公契約となる規模として1000万円以上は、受注する規模としてちょうど良いし、件数としても適当だと思うが、時代とともに変化していることがあるので業務の内容などを精査する、という意味であれば了解した。
会長	公契約に対する認知度は高い、周知されているとのことだが、関係者だけでなく広く市民や他の契約の労働者へ、こういう条例があり、市はこのように取り組んでいる、といった周知があると良いと思う。
事務局	公契約条例は、特定公契約に限らず、もっと広い範囲の公契約においても条例が遵守されることが望ましく、また、民間の契約にも波及すれば、条例の目的である地域経済の発展にも寄与すると考える。 閉会宣言